

「税関検査」にご協力を お願いいたします。

平成30年4月23日（月）～5月10日（木）は取締強化期間です

税関では、覚醒剤に代表される不正薬物、拳銃・銃砲、金地金、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

海外旅行者の皆様や輸出入業務に携わる皆様におかれましては、税関検査にご理解とご協力をお願いいたします。

密輸に関する情報は、「**密輸ダイヤル 0120-461-961**（24時間対応）」
までご連絡ください。



覚醒剤



大麻

拳銃



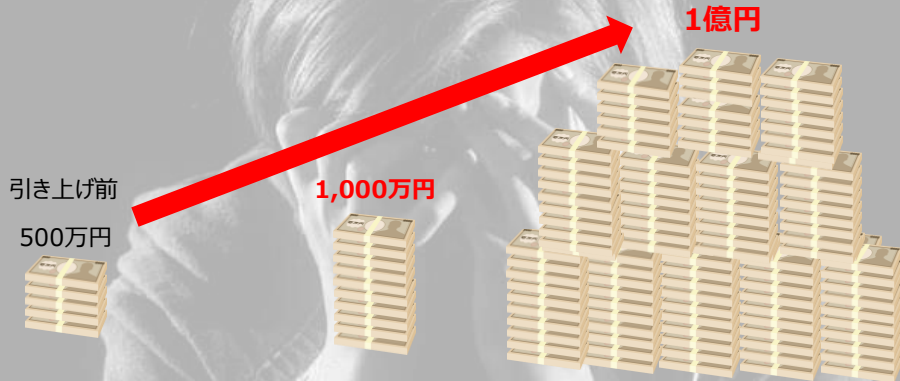
金地金

金の密輸は必ずばれる
Gold smuggling is exposed

平成30年4月から**金密輸**に対する**厳罰化**が図られました。

関税法の罰金額の上限が、

500万円 → **1,000万円**又は**貨物の価格の5倍**に
引き上げられました。



2,000万円の金地金を税関に申告することなく密輸しようとした場合
罰金額の上限は、1億円（2,000万円×5倍）となります。



門型金属探知機による検査



ホームページ : <http://www.customs.go.jp/okinawa/>

YouTube : <http://www.youtube.com/user/mof>

Twitter : https://twitter.com/custom_kun

沖縄地区税関 Facebook : <https://www.facebook.com/Japan.Customs>

